

青森県と「災害時における物資の供給に関する協定」を締結します

日糧製パン株式会社（本社：札幌市、社長：吉田勝彦）は青森県との間において「災害時における物資の供給に関する協定」を締結します。

昨年 3 月に発生した東日本大震災では、青森県でも甚大な被害が生じ、物流ネットワークの寸断によって食料の供給も滞るなどの影響が及んだことは記憶に新しいところであります。

当社では震災時、東北地方に関東、宮城県方面から北上する物流が壊滅的な打撃を受ける中で被災・避難状況を鑑み、お得意先スーパー等を通じて北海道から優先的かつ積極的な青森県への供給をはかりましたが、より適切かつスピード感ある初動対応をめざし、青森県行政サイドと直接の連絡体制を構築することについて申し入れを行い、今回本協定を締結するに至りました。

本協定の概要は下記のとおりであります。特徴として、

北海道の民間企業としては初めて青森県と締結する災害支援時の協定であること。
が、ございます。

青森県への食料供給は、県内を除くと関東・青森県以南の東北からが大動脈ともいえるルートであります。東日本大震災のような東北一円に広く甚大な災害が生じた場合、物流インフラに壊滅的な打撃を受け、供給に深刻な影響が及ぶ懸念があることから、津軽海峡を挟み隣県である北海道より供給体制を整備することによって、県内食料調達リスクの分散化をはかることができます。

本協定締結以降、当社といたしましては、日常の営業活動を通じて青森県のお客様への認知度向上をめざすとともに、新幹線の北海道延伸によって「より近く」なる青森県と北海道の交流活性化に「食」を通じて貢献することができるよう積極的に取り組んでまいります。

記

【本協定の概要】

1．目的

災害時における相互協力・連携をはかり、被災地およびその地域住民へ迅速かつ的確な食料品の供給等の応急対策を実施する。

2．具体的な協定の内容

当社が生産する製品（自社製品）の供給

当社が保有、又は調達可能な自社製品以外の食料品その他物資の供給

3．締結日

平成 24 年 12 月 18 日（火）

以 上

お問合せ先：011-851-8188（総務部）